

地域医療支援病院業務報告書

令和6年7月1日

広島県知事 様

開設者 住所 広島県三原市宮浦一
氏名 一般社団法人三原市
会長 小 園 亮 也

次のとおり地域医療支援病院の令和5年度の業務に関して報告します。

- 1 地域医療支援病院の名称 三原市医師会病院
- 2 所在地 広島県三原市宮浦一丁目15番1号
- 3 紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績

		算定期間	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	
地域医療支援病院紹介率	$\frac{A}{B}$	70.9%	地域医療支援病院逆紹介率	$\frac{C}{B}$ 89.2%
算 出 根 拠	A：紹介患者の数		4,303人	
	B：初診患者の数		6,066人	
	C：逆紹介患者の数		5,414人	

備考1 「算定期間」欄は、報告年度の4月1日から3月31日までの日付を記入すること。

備考2 「地域医療支援病院紹介率」欄は、AをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。

備考3 「地域医療支援病院逆紹介率」欄は、CをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。

備考4 それぞれの患者数については、前年度の延べ数を記入すること。

4 共同利用の実績

(1) 共同利用の範囲及び実績

区 分		共同利用を行った医療機関の延べ数	うち開設者と直接関係のない医療機関の延べ数
医療機器	PET-CT	1,396件	1,396件
	CT	218件	218
	MRI	127件	127件
	マンモグラフィ	151件	151件
	計	1,892件	1,892件
その他	共同指導	53件	53件
	計	53件	53件

備考5 「区分」欄は、当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具のうち、共同利用を行ったものについて記入すること。

(2) 登録医療機関数及び名簿

施設数	内 訳		
	医科及び歯科の施設数	医科の施設数	歯科の施設数
55施設	施設	55施設	0 施設

医療機関名	開設者名	住 所	主たる診療科	地域医療支援病院開設者との経営上の関係
別紙1				

備考6 当該病院と同一の2次医療圏に所在する医療機関のみ記載すること。

備考7 登録医療機関名簿は、様式に従って別紙として添付すること。

(3) 常時共同利用可能な病床数

病床数	200床	当該病床の利用	71.1%
-----	------	---------	-------

(4) 共同利用の体制

ア 共同利用に関する規程の有無 ☒ 有 ☐ 無

イ 利用医師等登録制度の担当者 氏 名: _____

職 種: _____

備考8 共同利用に関する規程がある場合には、当該規程の写しを添付すること。なお、利用医師等登録制度とは、共同利用を行おうとする2次医療圏に所在する医療機関の登録制度をいう。

5 救急医療の提供の実績

(1) 重症救急患者の受入れに対応できる医療従事者の確保状況

No	職 種	氏 名	勤務の態様	勤務時間	備 考
1	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	8:30~17:30	夜間交代
2	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	〃	〃
3	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	〃	〃
4	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	〃	〃
5	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	〃	〃
6	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	〃	〃
7	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	〃	〃
8	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	〃	〃
9	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	〃	〃
10	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	〃	〃
11	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	〃	〃
12	医師		常勤 専従 非常勤 非専	〃	〃
13	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	〃	〃
14	看護師		常勤 専従 非常勤 非専従	〃	〃
15	看護師		常勤 専従 非常勤 非専従	〃	〃
16	看護師		常勤 専従 非常勤 非専従	〃	〃
17	看護師		常勤 専従 非常勤 非専従	〃	〃
18	看護師		常勤 専従 非常勤 非専従	〃	〃
19	看護師		常勤 専従 非常勤 非専従	〃	〃
20	看護師		常勤 専従 非常勤 非専従	〃	〃
21	看護師		常勤 専従 非常勤 非専従	〃	〃
22	看護師		常勤 専従 非常勤 非専従	〃	〃

23	看護師	常勤 非常勤	専従 非専従	〃	〃
24	看護師	常勤 非常勤	専従 非専従	〃	〃
25	看護師	常勤 非常勤	専従 非専従	〃	〃
26	看護師	常勤 非常勤	専従 非専従	〃	〃
27	看護師	常勤 非常勤	専従 非専従	〃	〃
28	看護師	常勤 非常勤	専従 非専従	〃	〃
29	看護師	常勤 非常勤	専従 非専従	〃	〃
30	看護師	常勤 非常勤	専従 非専従	〃	〃
31	放射線技師	常勤 非常勤	専従 非専従	〃	〃
32	放射線技師	常勤 非常勤	専従 非専従	〃	〃
33	放射線技師	常勤 非常勤	専従 非専従	〃	〃
34	放射線技師	常勤 非常勤	専従 非専従	〃	〃
35	放射線技師	常勤 非常勤	専従 非専従	〃	〃
36	放射線技師	常勤 非常勤	専従 非専従	〃	〃
37	放射線技師	常勤 非常勤	専従 非専従	〃	〃
38	放射線技師	常勤 非常勤	専従 非専従	〃	〃
39	放射線技師	常勤 非常勤	専従 非専従	〃	〃
40	検査技師	常勤 非常勤	専従 非専従	〃	〃
41	検査技師	常勤 非常勤	専従 非専従	〃	〃
42	検査技師	常勤 非常勤	専従 非専従	〃	〃
43	検査技師	常勤 非常勤	専従 非専従	〃	〃
44	検査技師	常勤 非常勤	専従 非専従	〃	〃
45	検査技師	常勤 非常勤	専従 非専従	〃	〃
46	検査技師	常勤 非常勤	専従 非専従	〃	〃
47	検査技師	常勤 非常勤	専従 非専従	〃	〃

48	検査技師		常勤 非常勤	専従 非専従	〃	〃
49	検査技師		常勤 非常勤	専従 非専従	〃	〃

(2) 重症救急患者のための病床の確保状況

優先的に使用できる病床	100 床
専用病床	2 床

備考 9 一般病床以外の病床を含む場合は、病床区分ごとに記載すること。

(3) 重症救急患者に必要な検査、治療を行うために必要な診療施設の概要

施設名	床面積	設備概要	24時間使用 の可否
救急診察室	53.21 m ²	(主な設備) 除細動器	可
検査室	38.30 m ²	(主な設備) 心電計、エコー	可
X線撮影室	242.28 m ²	(主な設備) CT、X線、MRI	可
重症患者病室	13.77 m ²	(主な設備)	可

(4) 救急医療の提供の実績

救急用又は患者輸送用自動車 により搬入した救急患者の数	904人 (467人)
上記以外の救急患者の数	942人 (110人)
合 計	1,846人 (577人)

備考 10 それぞれの救急患者数については、前年度の延べ数を記入すること。括弧内には、それぞれの救急患者数のうち入院を要した患者数を記載すること

(5) 救急用又は患者輸送用自動車

保有する救急用又は 患者輸送用自動車	1台
-----------------------	----

(6) 備考

救急医療機関認定 平成 25 年 10 月 24 日

備考11 特定の診療科において、重症救急患者の受入れ体制を確保する場合には、その旨を記載すること。既に、「救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づき都道府県知事の救急病院の認定を受けている病院、救急医療対策の整備事業について」（昭和52年7月6日付け医発第692号厚生省医務局長通知）に基づき救急医療を実施している病院にあっては、その旨を記載すること。

6 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績

(1) 研修の内容及び実績

ア 地域の医療従事者への実施回数	13回
イ アの合計研修参加者数	169人（うち院外の研修参加者 115人）

備考12 研修には、当該病院以外の地域の医師だけでなく他の医療従事者が含まれるものを記入すること。

備考13 イには、前年度の研修参加者の延べ数を記入すること。

備考14 研修の実績は、次の様式に従って、別紙として添付すること。（様式により難しい場合は適宜修正すること。その場合も「研修参加者数」欄には院内、院外の別及び合計数を明記すること。）

開催日	演題・研修内容等	講 師		研修参加者数		
		所 属	氏 名	院内	院外	計
別紙2						

(2) 研修プログラムの有無 ☒ 有 ☐ 無

(3) 研修委員会設置の有無 ☒ 有 ☐ 無

(4) 研修指導者

研修指導者氏名	職 種	診療科	役職等	臨床経験年数	特記事項
	医師	内科		36 年	
	医師	内科		39 年	
	医師	内科		37 年	
	医師	整形外科		31 年	
	医師	外科		26 年	
	医師	外科		38 年	
	検査技師	検査		39 年	
	看護師	看護		45 年	
	理学療法士	リハ		26 年	

備考15 研修指導責任者については、特記事項欄にその旨を記載すること。

(5) 研修実施のための施設及び設備の概要

施設名	床面積	設備概要
講義室	136.0m ²	(主な設備) 会議机、椅子、テレビ、ビデオ、OHP、白板、スライドプロジェクター、スクリーン、拡声装置
講義室	56.13m ²	(主な設備) 会議机、椅子、テレビ、ビデオ
研究室	18.14m ²	(主な設備) 机、椅子、パソコン
図書室	12.07m ²	(主な設備) 会議机、椅子、書架パソコン、蔵書 (3,800冊)
相談室	4.98m ²	(主な設備) 会議机、椅子

7 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の体系的な管理方法

管理責任者氏名	
管理担当者氏名	

諸記録	保管場所	分類方法
診療に関する諸記録 病院日誌、各科診療日誌、処方箋、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約	事務所、ナースセンター、サプライセンター、カルテ保管室、エックス線写真、電子カルテ保管室	年度別、患者番号順に分類し各保管室に収納
病院の管理及び運営に関する諸記録	共同利用の実績	事務室
	救急医療の提供の実績	事務室
	地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績	事務室
	閲覧実績	事務室
	紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績の数を明らかにする帳簿	事務室

備考16 「分類方法」欄は、個々の記録について記入する必要はなく、全体としての管理方法の概略を記入すること。

8 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法及び閲覧の実績

閱 覧 責 任 者 氏 名		
閱 覧 担 当 者 氏 名		
閱 覧 の 求 め に 応 じ る 場 所		事務室及び病棟等
閱 覧 の 手 続 の 概 要		申請書
前 年 度 の 閱 覧 件 数		53 件
閱 覧 者 の 別	医 師	53 件
	歯 科 医 師	0 件
	地 方 公 共 団 体	0 件
	そ の 他	0 件

備考17 「前年度の閲覧件数」欄は、総延べ数を記入すること。

9 医療法施行規則第9条の19第1項に規定する委員会の開催の実績

委員会の開催回数	3回
委員会における議論の概要	
別紙3	

10 患者相談の実績

患者相談を行う場所	相談室
主として患者相談を行なった者	
患者相談件数	9,572件
患者相談の概要	
家族関係調整31件、在宅介護・地域生活4,691件、入院生活309件、経済的問題331件、社会復帰援助1件、虐待等37件、受診1,868件、転院調整710件、施設利用1,592件、心理的問題2件、その他0件	

備考18 「患者相談の概要」欄は、相談内容を適切に分類し記載するとともに、相談に基づき講じた対策等があれば併せて記載すること。また、個人が特定されないよう配慮した記載を行うこと。

11 その他の地域医療支援病院に求められる取組みに関する書類（任意）

(1) 病院の機能に関する第三者による評価

病院の機能に関する第三者による評価の有無	有 ☒ 無 ☐

(2) 果たしている役割に関する情報発信

果たしている役割に関する情報発信の有無	有・無
・情報発信の方法、内容等の概要 ・病院ホームページ、広報誌「きずな」発行	

(3) 退院調整部門

退院調整部門の有無	有・無
・退院調整部門全般 ・地域医療連携室常勤職員（医療ソーシャルワーカー3名、看護師2名）にて退院調整を行っている。	

(4) 地域連携を促進するための取組

地域連携クリティカルパスの策定	有・無
・策定した地域連携クリティカルパスの種類・内容 ・地域連携クリティカルパスを普及させるための取組 ・広島大学病院と連携（胃・肺・大腸・肝臓・前立腺・乳がん・脳卒中） ・年間に複数回の協議実施	

注 1 不用の文字は、消すこと。

2 地域医療支援病院紹介率が 65%以上であるが、承認要件の「地域医療支援病院紹介率が 65%以上であり、かつ、地域医療支援病院逆紹介率が 40%以上であること」に該当しない病院にあっては、承認後 2 年間で地域医療支援病院紹介率 80%を上回るとするための具体的な年次計画を併せて提出すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

別紙1

登録医療機関名簿

	医療機関名	開設者名	住 所	主たる診療科	地域医療支援病院開設者との経営上の関係
1	あさだ内科	浅田 備之	三原市宮浦5丁目16-23	内・消内・胃内	無し
2	石根内科循環器科医院	石根 顕史	三原市沼田東町片島224-5	内・循・小・リハ	無し
3	いしねファミリークリニック	石根 典幸	三原市本郷南5丁目19-15	内・胃・外・整・皮・リハ	無し
4	井上眼科	井上 恭一	三原市城町2丁目13-1	眼	無し
5	うえだ皮膚科	上田 武滋	三原市頼兼1丁目1-6	皮・形外・ア	無し
6	押尾クリニック	押尾 雅友	三原市城町1丁目12-23-1	精神・神経・内	無し
7	小園内科循環器科	小園 亮次	三原市城町2丁目2-1第2勝原ビル2F	内・循	無し
8	越智眼科	越智 利行	三原市宮浦6丁目7-39	眼	無し
9	かじやま内科循環器科	梶山 晃雄	三原市宮浦2丁目6-18	内・循・呼・ア	無し
10	川西医院	河島 亮私子	三原市西町1丁目2-63	小・内	無し
11	木曾胃腸科内科	木曾 尊彦	三原市明神2丁目11-7	内・胃	無し
12	木下内科医院	木下 陽	三原市本郷南7丁目15-13	内	無し
13	木原こどもクリニック	木原 幹夫	三原市円一町1丁目1-77ジグザン2F	小	無し
14	木村耳鼻咽喉科アレルギー科	木村 信次	三原市宮浦6丁目3-28	耳・ア	無し
15	小林内科クリニック	小林 賢悟	三原市宮浦3丁目28-18	内・循	無し
16	こだま泌尿器科クリニック	児玉 光人	三原市港町1丁目3-1	泌	無し
17	阪田医院	阪田 英世	三原市幸崎地4丁目10-5	内・消・リハ	無し
18	さくら眼科クリニック	村上 智宣	三原市円一町1丁目1-77ジグザン2F	眼	無し
19	柴田産婦人科皮膚科	柴田 干城	三原市城町1丁目19-10	産婦・皮	無し
20	白須整形外科クリニック	白須 健司	三原市港町1丁目6-6	整・リハ・リウ	無し
21	すずき内科胃腸科クリニック	鈴木 武彦	三原市本町1丁目9-12	内・胃	無し
22	たかはしメンタルクリニック	高橋 輝道	三原市頼兼1丁目1-3	精神・心内	無し
23	武井胃腸科内科	湯河 良之	三原市宮浦5丁目8-20	胃・内	無し
24	つばい医院	壺井 克敏	三原市糸崎4丁目9-24	胃・外・肛・整・リハ・皮	無し
25	つばいクリニック 泌尿器科内科	坪井 啓	三原市港町3丁目7-12	泌・内	無し
26	得能クリニック	得能 正英	三原市宗郷1丁目3-12	内・外・整・リハ・呼内・ア	無し
27	永沢耳鼻咽喉科医院	永澤 容	三原市港町1-6-9第2勝崎ビル2階	耳	無し
28	中林整形外科クリニック	中林 昭策	三原市宮浦2丁目4-1	整・リハ	無し
29	なぎさ医院	立田 繁比古	三原市須渡2丁目22-32	内・皮	無し
30	なす眼科クリニック	那須 貴臣	三原市港町1丁目3-15サンライズアネックス1F	眼	無し
31	なんば麻酔科・リウマチ科	難波 滋	三原市宮浦6丁目1-38	麻・リウ・内	無し
32	初鹿内科医院分院	初鹿 寿美恵	三原市中之町3丁目3-11	内	無し
33	初鹿内科胃腸科医院	初鹿 祐二	三原市中之町1丁目21-10	内	無し
34	ひとみスキンクリニック	壺井 ひとみ	三原市港町1丁目3番15号	皮	無し
35	堀内医院	堀内 至	三原市本郷南6丁目21-3	内・消・小	無し
36	松下クリニック	松下 宏子	三原市城町1丁目20-25	整・リハ・リウ・外・皮・内	無し
37	港町クリニック	小野 晴久	三原市港町3丁目19-6	精神・神経・内	無し
38	三原駅かなもと眼科	金本 尚志	三原城町1-1-8	眼	無し
39	みはらえきまえクリニック	丹下 健介	三原市城町1丁目8-7	内・形成・皮	無し
40	みやもり医院	宮森 眞治	三原市宗郷3丁目3-3	内・小・消・循・呼・ア・内分泌・リハ	無し
41	わきた小児科	脇田 宣治	三原市宮浦6丁目6-38	小	無し
42	田原クリニック	田原 寛之	三原市大和町下徳良1901-8	内・外・循	無し
43	大和診療所	藤家 証一	三原市大和町和木1538-1	内	無し
44	児玉医院	児玉 淳	尾道市瀬戸田町瀬戸田346	内・外・胃・消	無し
45	永井医院	永井 晃	尾道市瀬戸田町瀬戸田349-7	外・内	無し
46	尾道市立市民病院附属瀬戸田診療所		尾道市瀬戸田町中野400	内・リハ	無し
47	三原城町病院	中山 泰典	三原市城町1丁目14-14	循内・心外・外・整・呼外・消外・内・神内・呼内・消内・皮・泌・放・リハ・麻・腎内・血内	無し
48	三原赤十字病院	上山 聡	三原市東町2丁目7-1	内・呼内・循内・消内・肝内・小・外・整・泌・皮・産婦・眼・耳・麻・放・リハ・脳外・リウ・緩	無し
49	興生総合病院	藤原 恒太郎	三原市円一町2丁目5-1	外・内・心外・放・形外・小・整・リウ・心内・泌・脳外・循内・産婦・精神・神経・眼・胃内・耳・皮・麻・救・神内・病・リハ・透・黄・口外	無し
50	松尾内科病院	松尾 晃樹	三原市城町3丁目7-1	内・神内・呼・消・循・リハ・放・腎内	無し
51	小泉病院	末丸 啓二	三原市小泉町4245	精神・神経・内・黄	無し
52	三原病院	小山田 孝裕	三原市中之町6丁目31-1	精神・内	無し

	医療機関名	開設者名	住 所	主たる診療科	地域医療支援病院開設者との経営上の関係
53	須波宗斉会病院	有本之嗣	三原市須波ハイツ2丁目3-10	内・外・リハ・整・呼・胃・肛・乳外	無し
54	本郷中央病院	谷本康信	三原市下北方1丁目7-30	外・内・眼・泌・整・耳	無し
55	県立広島大学保健福祉学部附属診療所		三原市学園町1-1	リハ・脳外・神内・小・精神・内・耳・整	無し

別紙2

① 講習会

開催日	演題・講習内容等	講師		参加者数		
		所属	氏名	院内	院外	計
1.19	気管支喘息の最近の話題			7	2	9

② オープンカンファレンス

開催日	演題・講習内容等	講師		参加者数		
		所属	氏名	院内	院外	計
9.22	呼吸器勉強会			5	10	15
1.16	呼吸器勉強会			4	8	12
6.29	第3骨片を有する鎖骨骨幹部骨折に対するプレート固定法			2	8	10
8.24	AR Hip Navigation Systemを用いた人工股関節置換術におけるカップ設置検査の検討			2	6	8
9.21	THA 術後臼蓋側ライナー破損により再置換に至った2例			2	6	8
10.19	大腿骨骨幹部非定形型骨折の1例			2	6	8
3.21	臼蓋側再々置換の1例			2	5	7

③ 研修会

開催日	演題・講習内容等	講師		参加者数		
		所属	氏名	院内	院外	計
8.1	実臨床で遭遇するCOPDの診方・考え方			6	9	15
12.13	当院での糖尿病治療薬の使用経験			10	10	20

2. 15	間質性肺炎治療の現状			5	15	20
11. 20	骨粗鬆症と二次骨折予防の重要性			3	12	15
2. 26	骨粗鬆症と二次骨折予防の重要性			4	18	22

別紙 3

委員会の開催回数	3回
委員会における議論の概要	
令和5年度は第1回を6月下旬、第2回を8月～9月、第3回を11月～12月、第4回を2月～3月に行う予定であったが、第2回の開催の調整が整わず、開催が予定より遅れ気味となり、結果的に3回の開催にとどまった。	
1 令和5年6月21日（水）13:30～ 審議会委員 8名中6名出席（2名欠席） ①令和4（2022）年度三原市医師会病院事業報告 ②令和5（2023）年度三原市医師会病院事業計画 【質疑・意見交換】 ・感染対策向上加算について ・5年度に入ってからコロナ対応について ・患者の動向について ・周術期の口腔内ケアについて ・病院の全体的な人員体制について ・検査数について ・かかりつけ薬剤師について ・コロナの動向について ・医薬品の供給問題について ・電子処方箋について ・コロナに対する薬について ・山田記念病院の統合について	
2 令和5年11月29日（水）13:30～ 審議会委員 8名中7名出席（1名欠席） ①令和5（2023）年度上半期事業報告 ②令和5（2023）年度下半期事業計画 ③山田記念病院の事業譲渡後の状況 【質疑・意見交換】 ・山田記念病院と統合してからの急患について ・看護師不足について ・医療機器の関係で、PETの購入について ・コロナの病床について ・回復期リハ病棟について ・脳血管疾患の患者について ・患者の動向について ・糖尿病チーム（糖尿病専門医）について ・在宅医療について ・県立病院が移動することについて	
3 令和6年3月25日（月）13:30～ 審議会委員 8名中8名出席 ①令和6（2024）年度医師会病院予算編成（重点課題）及び収支予算 ②講演 三原つなぎ、つながる支援ガイドを活用した地域連携 【質疑・意見交換】 ・山田記念病院と統合した時の補助金について ・回復期リハビリテーション病棟について ・2030プランについて（地域医療構想調整会議について）	

- ・PET-CT の助金について

(講演の後)

- ・支援ガイドの作成について
- ・働き方改革について
- ・救急医療について
- ・休日夜間急患診療所について
- ・小児救急対応について
- ・電子処方箋のテストについて

三原市医師会病院運営規則

昭和57年4月制定
昭和61年4月改正
平成6年4月改正
平成9年4月改正
平成14年6月改正
平成25年12月改正

第1章 名称及び場所

- 第1条 本病院は三原市医師会(以下本会という)が定款第4条の規定に基づいて開設する。
- 第2条 本病院は三原市医師会病院(以下病院という)と称し、三原市宮浦1丁目15番1号に設置する。

第2章 目的及び事業

- 第3条 病院は科学的で適正な最新の医療を普及するとともに積極的に社会福祉の増進につとめ、かつ本会の発展に寄与することを目的とする。
2. 前項の目的を達成するため病院は本会会員の利用のためにすべて開放される。
3. 一般外来診療業務は、本会会員及び他の医師会会員等の医師の紹介によるものについて行う。
- 第4条 病院は健康保険法、介護保険法、生活保護法、結核予防法、原爆医療法、労災保険法等による診療業務を行うほか次の事業を行う。
- (1) 休日夜間、救急診療
 - (2) 成人病検診、地域保健、予防活動
 - (3) 臨床検査センター
 - (4) 医学医術の研究
 - (5) 医師及びその他医療従事者の研修及び再教育
 - (6) その他目的達成に必要な事項

第3章 資産及び会計

- 第5条 病院の資産は次に掲げるものからなる。
- (1) 病院建設特別会計において取得した資産
 - (2) 開院後の寄付金
 - (3) 事業に伴う収入
 - (4) その他諸収入
- 第6条 病院の予算は本会理事会の議を経、総会の承認を得て定める。
2. 病院の会計は特別会計とし、会計年度は本会の会計年度による。

第 7 条 病院の決算については本会理事会及び総会の承認を得なければならない。

第 8 条 決算の結果剰余金を生じたときは、本会理事会の議決を経てその全部又は一部を基本財産として繰入れ、又は積立金として積立てるものとする。この場合前条の決算とともに総会の承認を得なければならない。

第 4 章 病院運営委員会、小委員会及び顧問会議

第 9 条 本会に三原市医師会病院運営委員会(以下委員会という)を置き、病院の運営に関する次の事項を審議する。

- (1) 病院の諸規定の制定改廃に関する事項
- (2) 病院の事業に関する事項
- (3) 病院の経理、予算、決算に関する事項
- (4) 会員の病院利用及び協力に関する事項
- (5) 病院の人事、給与、厚生、労務に関する事項
- (6) 建造物、設備の保全整備に関する事項
- (7) その他病院運営上必要な事項

第 10 条 委員会の委員構成は、当分の間理事若干名及び会長が委嘱する病院職員若干名とする。

第 11 条 委員会に委員長、副委員長各 1 名を置く。

2. 委員長、副委員長は委員の互選によって決める。
3. 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
4. 副委員長は委員長を補佐し、事故あるときは委員長の職務を代行する。
5. 委員の任期は本会役員の任期とする。

第 12 条 委員会は毎月定例的に開くほか随時必要なとき委員長がこれを招集する。

2. 委員会議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
3. 審議決定事項は本会理事会に報告するものとする。

第 13 条 病院運営の専門的事項を審議するための小委員会を置く。

2. 小委員会の委員は、本会 A 会員の中から委員長が委嘱する。
3. 小委員会の運営の細部については、委員会において別に定める。

第 14 条 病院運営に関する重要事項を審議(審査、調査、研究、答申、その他)するため、諮問機関として顧問会議を置く。

2. 顧問会議のメンバーは本会会員、技術顧問、経営顧問、公共的団体代表者とし、委員長は委員会の議を経てそれぞれ若干名を委嘱する。

第5章 病院運営協議会

第15条 全職員の共通認識のもとに病院運営を円滑に行うため、病院運営協議会を設置し次の事項を所轄する。

- (1) 病院事業の経営及び運営等に関する事業報告。
- (2) 各部課・科の業務状況の分析報告に関すること。
- (3) 各部課・科の運営に関する問題、意見等の上程審議に関すること。

第16条 協議会の構成員は、医師会長、副会長、病院担当理事、病院長、副院長、各部科・課長とし、病院長がこの会議を主宰する。

第17条 会議は年2回定例で開催する。

2. 上程案件は病院運営委員会に報告するものとする。

第6章 病院職員

第18条 病院に次の職員を置く。

- (1) 病院長
- (2) 副院長
- (3) 医師
- (4) 薬剤師
- (5) 医療技術者(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、ソーシャルワーカー、診療放射線技師、衛生検査技師、栄養士、看護師、その他法令で定められた資格、免許を有する者)及び同助手
- (6) 事務職員。保育士
- (7) 給食調理職員
- (8) 監視、断続業務等に従事する職員

2. 病院長は三原市医師会長とする。但し、特別の理由があるときは、総会の議決により本会会員の中から医師会長以外の病院長を選任する事ができる。

3. 病院長は病院を代表し管理する。

4. 副院長は院長を補佐し、院長が事故等により欠けるときは、その職務を代行する。

第7章 解散

第19条 病院を解散したときは本会理事がその精算人となる。ただし本会総会の議決によって本会会員の中からこれを選出することができる。

第20条 病院が解散した場合の残余財産は、本会理事会及び総会の議決を経て国もしくは地

方公共団体または本会と類似の目的をもつ団体に寄付する。

第 8 章 雑 則

第 21 条 この規則の施行に関する細則は本会理事会において別に定める。

第 22 条 病院の定める諸規程類はすべて本会理事会の承認を要する。

附 則

1. この規則は平成 9 年 4 月 1 日から実施する。
2. この規則の改廃は総会の議決による。
3. この規則には病院診療規程が付属する。
4. この規則は、平成14年 6 月17日から施行する。
5. この規則は、平成25年12月 1 日から施行する。